

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

1. 国及び県の対応方針

新型コロナウイルス感染症について、5月7日をもって、感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」には該当しないものとし、5月8日以降は「5類感染症」とする。

(1) 国の対応方針

	5月8日以降	5月7日以前
新型コロナの感染対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の選択を尊重し、国民の皆様 の自主的な取組をベースとした もの 	<ul style="list-style-type: none"> 法律に基づき行政が様々な要請・ 関与をしていく仕組み
新型コロナウイルス 感染症対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策特別 措置法（以下「特措法」）に基づ き設置
政府の対応	<ul style="list-style-type: none"> 「基本的対処方針」は廃止 感染症法に基づく情報提供 ※個人や事業者の判断に資するよう な情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づく「基本的対処方 針」による感染症の対処に関する 統一的な指針の策定 ※三つの密の回避、マスクの着用、手 指衛生、換気等
事業者に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 「業種別ガイドライン」は廃止 ※今後の対策に関する独自の手引き等 を作成することは妨げない 事業者の判断、自主的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による「業種別ガイドラ イン」の作成 政府による「業種別ガイドラ インの見直しのためのポイント」の 提示・周知

(2) 県の対応方針

	5月8日以降	5月7日以前
県対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の廃止に伴い特措 法に基づき廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の設置に伴い特措 法に基づき設置
島根県の対応	<ul style="list-style-type: none"> 「島根県の対応」は終了 感染症法に基づく情報提供 ※個人や事業者の判断に資するよう な情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法や基本的対処方針に基づ き、県民及び事業者の皆様「島 根県の対応」により協力要請 ※基本的な感染対策、都道府県をまたぐ 移動、無料検査の受診、飲食店の利用、 イベント開催制限の目安等 1 1 項目

(3) 今後の県の体制

感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、「島根県新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、必要に応じて開催する。

2. 市の対応方針

(1) 市組織体制について

- ・出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月7日をもって廃止
- ・今後は、5類感染症として健康福祉部（健康増進課）において対応
- ・新型コロナウイルス感染症電話相談窓口は、5月7日をもって廃止
- ・ワクチン接種については、新型コロナウイルスワクチン接種実施本部を継続し実施

(2) 市のマスク着用の考え方、その他感染予防対策の方針について

区分	マスク	感染予防対策
市庁舎	<p>【市職員】 当面の間、現行のとおりの対応とする。</p> <p>(1)窓口職場など市民と接触機会のある職場を中心に、原則勤務時間中のマスクの着用を求める。</p> <p>(2)それ以外の職場は各所属において判断する。</p> <p>(3)執務室以外（廊下やエレベーターなどの共用スペース）については、市民と接触する可能性があるため、原則マスクの着用を求める。</p> <p>(4)会議については、出席者や換気的环境を考慮して主催者または出席者で判断する。</p> <p>【来庁者】 各自の判断とする。</p>	サーマルカメラ、アルコール消毒液、パーテーション設置、換気等は、当面、継続する。
市有施設	市役所と同様な対応とする。	市役所と同様な対応とする。
小学校・中学校	児童生徒、教職員ともマスクの着用は求めないことを基本とする。ただし、場面や場所に応じてマスクの着用を推奨することがある。	児童生徒の健康観察、換気の確保や手指衛生などの日常的な対応については、継続して実施する。

区分	マスク	感染予防対策
保育所・幼稚園	<p>【園児】 所・園生活においては、マスク着用を求めないことを基本とする。 基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱いたり、引き続きマスク着用を希望される場合は、着用を認めるとともに、周囲からマスクの着脱を強いることはしない。</p> <p>【職員】 各自の判断とする。</p>	適切なタイミングと正しい方法での手洗い、こまめな換気、登園時の健康チェックなど、基本的な感染対策を継続する。
総合医療センター	国の通知に基づき、高齢者等重症化リスクの高い方への感染防止のため、引き続き来院者及び医療従事者に対して、マスクの着用を求める。	来院者・出入業者の感染予防対策として、検温、手指消毒等は、現行のとおり継続する。 入院患者の面会については、3月15日から面会制限を一部緩和し面会を再開した。 今後については、感染状況に応じて適宜判断する。
市が主催するスポーツ・文化イベント	イベント基準を廃止 (主催者判断)	イベント基準を廃止 (主催者判断)
避難所	<p>【避難者】 マスクの着用を推奨する。高齢者等重症化リスクが高い者が避難している場合等、感染対策上必要がある場合はマスクの着用を依頼する。</p> <p>【運営スタッフ】 マスクを着用する。</p>	避難所におけるゾーニング、アルコール消毒、換気等は、当面、継続する。
斎場	<p>【来場者】 マスクの着用は、来場者の判断に委ねる。</p> <p>【職員】 当分の間、原則マスクを着用する。</p>	斎場への入場人数の制限は廃止する。

(3) 地域のイベント等について

5類への移行を受けて、各コミュニティーセンターにまつりや体育行事等の地区行事については、地域の元気、活性化に向けて、積極的に取り組んでいただくよう依頼